

令和2年第7回東久留米市農業委員会総会 議事録

1. 日時・場所 令和2年7月17日(金) 午後1時30分～午後3時00分
市役所 7階 701会議室

2. 出欠席

1番	貫井 光広	出・欠	2番	三沢 栄	出・欠	3番	齊木 文治	出・欠
4番	海老沢 義昭	出・欠	5番	横山 幸男	出・欠	6番	栗原 毅	出・欠
7番	中島 哲	出・欠	8番	吉田 敏夫	出・欠	9番	齊藤 恵子	出・欠
10番	岸 義幸	出・欠	11番	貫井 健一	出・欠	12番	秋田 英雄	出・欠
13番	小金井 勉	出・欠	14番	野崎 博	出・欠			

(出席 14 名、欠席 0 名、委員の過半数以上の出席により会議は成立)

3. 議事録署名委員 9番委員・齊藤 恵子 10番委員・岸 義幸

4. 前回の議事録の承認 6番委員・栗原 毅 8番委員・吉田 敏夫

5. 審議事項

- (1) 第4号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
- (2) 第5号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する認定申請について
- (3) 第6号議案 特定農地貸付けの承認申請について

6. 専決処理事項

- (1) 報告第7号13～14番 農地転用届出書の受理について(農地法第4条第1項第8号)
- (2) 報告第8号19～21番 農地転用届出書の受理について(農地法第5条第1項第7号)

7. 報告事項

- (1) 生産緑地の農業者への斡旋について

8. その他

◎開会

○事務局長 只今より、令和2年第7回東久留米市農業委員会総会を開会します。

◎出欠席

○事務局長 委員の出欠席を確認します。

出席14名、欠席0名、農業委員会会議規則第6条により、委員の過半数以上の出席により会議は成立となります。

◎議事録署名委員

○事務局長 3. 議事録署名委員につきましては、9番 齊藤 恵子委員・10番 岸 義幸委員をお願いいたします。

◎議事録の承認

○事務局長 4. 前回の議事録の承認に入ります。6月25日に開催しました第6回農業委員会総会の議事録について、6番 栗原 毅委員・8番 吉田 敏夫委員より承認を得ておりますのでご報告いたします。

以降の進行にあたりましては、農業委員会会議規則第4条により農業委員会会長が執り行います。

◎審議事項

○議長 5. 審議事項に移ります。(1)第4号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について、事務局からの説明を求めます。

○事務局 生産緑地法第10条による買取申し出の提出がありました。買取の申し出にあたっては、生産緑地法施行規則第3条により、主たる従事者であったかどうか、農業委員会の証明が必要となります。

資料「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」をご覧ください。

～事務局説明～

○議長 当該農地については、私が現地確認を行っておりますので、現状報告いたします。

○議長 ～補足説明～

○議長 委員より質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

～質疑なし～

○議長 それではお諮りいたします。第4号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願についての採決いたします。本議案について承認される委員は、挙手をお願いいたします。

挙手多数、よって、第4号議案については、証明するものと決めます。

○議長 続きまして、(2)第5号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する認定申請について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 パンフレット「都市農地貸借円滑化法が施行されました」をご覧ください。平成30年に都市農地貸借円滑化法が施行され、生産緑地の貸借が容易になりました。貸借の流れを説明いたしますので、下の図「都市農地貸借円滑化法による貸借の手続き」をご覧ください。

- ①借受人が市長に対して事業計画の提出を行います。
- ②市長が農業委員会に事業計画の審査依頼を行います。
- ③農業委員会が審査した結果を市長に報告します。
- ④市長が借受人に対し、事業計画の認定を行う。流れとなっております。

審査する内容は2ページ目の事業認定(借受人)要件等をご覧ください。こちらの「事業計画の認定の要件①～⑥」全てを満たす必要があります。

～①から⑥の内容説明～

それでは、第5号議案の説明を行います。資料「都市農地の貸借の円滑化に関する認定申請」をご覧ください。

～事務局説明～

○議長 当該農地については、秋田委員が現地確認を行っておりますので、現状報告をお願いいたします。

○秋田委員 ～補足説明～

○議長 ただいま、事務局及び秋田委員より説明がありましたが、委員より質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

～質疑～

○議長 それではお諮りいたします。第5号議案 都市農地の貸借に関する認定申請について採決いたします。本議案について事業計画の認定を承認される委員は、挙手をお願いいたします。

挙手多数、よって、第5号議案については、承認するものと決めます。

○議長 続きまして、(3) 第6号議案 特定農地貸付けの承認申請について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 「特定農地貸付けの承認申請」をご覧ください。農地を貸す場合は、農地法第3条の届出が必要になりますが、特例として農地を貸すことができます。

～特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律の第2条・第3条の説明～

○議長 ただいま、事務局より説明がありましたが、委員より質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

～質疑なし～

○議長 それではお諮りいたします。第6号議案：特定農地貸付けの承認申請について採決いたします。本議案について承認される委員は、挙手をお願いいたします。

挙手多数、よって、第6号議案については、承認するものと決めます。

◎専決処理事項

○議長 6. 専決処理事項に移ります。(1) 報告第7号13～14番 農地転用届出書の受理について(農地法第4条第1項第8号)、事務局からの説明を求めます。

○事務局 資料「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」をご覧ください。この届出は、所有権移転を伴わず農地を農地以外の地目に変更する場合に届け出ってもらうものであり、東久留米市農業委員会の事務処理規程により専決処理案件となっております。

～事務局説明～

○議長 ただいま、事務局より説明がありましたが、委員より質疑がございましたら挙手にてお願いいたします。

～質疑なし～

○議長 続きまして(2) 報告第8号19～21番 農地転用届出書の受理について(農地法第5条第1項第7号)、事務局からの説明を求めます。

○事務局 資料「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」をご覧ください。この届出は、農地を農地以外の地目に変更し所有権移転を伴う場合に届け出ってもらうものであり、東久留米市農業委員会の事務処理規程により専決処理案件となっております。

～事務局説明～

○議長 ただいま、事務局より説明がありましたが、委員より質疑がございましたら
挙手にてお願いいたします。

～質疑なし～

◎報告事項

○議長 7. 報告事項に移ります。(1) 生産緑地の農業者への斡旋について、事務局より報告をお願いします。

○事務局 生産緑地の農業者への斡旋について、地区の農業者へお知らせをお願いします。

◎その他

○議長 8. その他に移ります。

○事務局 ～その他について報告～

○議長 続きまして、JA理事から報告はございますか。

○海老沢委員 ～報告～

○議長 只今をもちまして、令和2年第7回東久留米市農業委員会総会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

令和2年 8月25日

議長 中島哲(自署)

9番委員 齊藤恵子(自署)

10番委員 岸義幸(自署)